

第10回当別町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年3月25日(木)午後3時00分から午後3時17分
- 2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室
- 3 出席委員(15人)

会長	16番	秋吉稔之
会長職務代理者	1番	青山真士
	2番	菊田実
	3番	湯浅浩道
	5番	狩野菊恵
	6番	森本茂
	7番	山田裕一
	8番	高野秀則
	9番	佐々木章史
	10番	岸本辰彦
	11番	泉和浩
	12番	佐々木靖
	13番	古熊健一
	14番	目黒一雄
	15番	石田秀人
- 4 欠席委員(1人)

	4番	且見英和
--	----	------
- 5 農業委員会事務局職員

事務局長	高松悟志
事務局次長	土井大輔
事務局主幹	浦島卓
- 6 議事日程
 - 日程第1 議事録署名委員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について
 - 日程第4 議案第1号 事務局職員の人事異動発令について
 - 日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
 - 日程第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第4号 当別農業振興地域整備計画の変更について
 - 日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

7 会議の概要

議長	<p>只今の出席委員15名、定足数に達していますので、第10回当別町農業委員会総会を開会します。</p> <p>議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第12条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしの声がありましたので、2番 菊田委員、3番 湯浅委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、会期の決定について、本総会の会期を、本日1日間とすることで、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期は本日1日間と決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について」ご説明します。今回、提出がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番は、電気通信事業法に基づく電気通信事業の用に供する通信用アンテナを設置するものです。報告第1号資料のとおり、事務局が現地調査を行い、非農地となっていることを確認しております。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので、質疑を求めます。</p> <p>(「質疑なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、報告第1号について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、報告第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第4、議案第1号「事務局職員の人事異動発令承認について」</p>

を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「事務局職員の人事異動発令について」ご説明します。今回、令和3年4月1日付けで農業委員会事務局職員の併任及び職務替発令を行うため、承認をいただこうとするものです。

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

議長 石田委員。

石田委員 浦島主幹の発令事項、農業委員会係長事務取扱を解くとはどういう意味か。

事務局 現在、農業委員会係長が不在であることから、浦島主幹が農業委員会係長の役割を担ってきたが、4月1日付けで新たに農業委員会係長となる者を任命することから、これまで浦島主幹が担ってきた係長の役割を解くという意味です。

議長 質疑なしと認め、議案第1号について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。
休憩します。

休憩

議長 再開します。
日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」ご説明します。今回、通知がありましたのは、番号1番の1件です。番号1番については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。

議長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第2号について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	日程第6、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。今回、申請がありましたのは、番号1番～2番の2件です。2件ともに規模拡大のため、番号1番の譲受人は所有権の移転、番号2番の借主は賃借権を設定しようとするものです。 議案第3号資料「農地法第3条調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。
	(「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第3号について、原案のとおり許可することに決定してよろしいでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定しました。
議長	日程第7、議案第4号「当別農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第4号「当別農業振興地域整備計画の変更について」ご説明します。当別農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、町から本委員会の意見を求められているものです。 今回の計画変更は、1筆、9㎡の農地を農用地区域から除外し、2筆、6,404㎡の農地を農用地区域に編入するもので、農地の流動

化等農地の利用関係の調整には支障がないものと考えます。

議長

説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、議案第4号について、異存ない旨回答することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第4号は、異存ない旨回答することに決定しました。

議長

日程第8、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者から当別町に対し農用地利用集積計画作成の申出があり、町が作成した案について、本委員会の決定を求められているものです。

今回の計画案は、所有権の移転をするものが1件、3,659㎡、賃貸借の利用権を設定するものが11件、439,256㎡です。

これら12件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件及びその内容に定められた要件を全て満たすものと考えます。

議長

休憩します。

休憩

議長

再開します。

説明が終わりましたので質疑に入りますが、番号12番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限がありますので、番号1番から11番までの質疑を求めます。

(「質疑なし」の声あり)

議長

質疑なしと認め、番号1番から11番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長	<p>異議なしと認め、番号1番から11番は、原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩します。</p>
	<p>休憩（秋吉会長退席）</p>
議長（会長職務代理）	<p>再開します。</p> <p>次に、番号12番について、質疑を求めます。</p>
	<p>（「質疑なし」の声あり）</p>
議長（会長職務代理）	<p>質疑なしと認め、番号12番について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
	<p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長（会長職務代理）	<p>異議なしと認め、番号12番は、原案のとおり決定しました。</p> <p>休憩します。</p>
	<p>休憩（秋吉会長復席）</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>以上で、本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第10回当別町農業委員会総会を閉会します。</p>